

船橋市難病対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 難病患者及びその家族が、地域の中で安心して暮らすことが出来るよう、医療・保健・福祉等関係機関が連携して支援体制を整備するため、難病患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条第1項の規定に基づき、船橋市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 難病患者の医療、保健、福祉に関すること。
- (2) 難病に係る地域支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) その他難病患者の健康及び福祉の増進に必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者及び関係機関のうちから、市長が選任する。

- (1) 船橋市医師会の代表者
- (2) 関係団体及び関係機関等の代表者
- (3) 難病患者に対する医療・保健・福祉に関する職務に従事する者
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員はやむを得ない事情があるときは、代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行ふ。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 協議会は、必要があると認めるとときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くこと

ができる。

(部会)

第6条 協議会は、専門的な事項を検討するための部会（ふなばし神経難病サポートネットワーク）を置く。

2 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 船橋市医師会の代表者

(2) 神経内科医

(3) 関係団体及び関係機関等の代表者

(4) 神経難病患者に対する医療・保健・福祉に関する職務に従事する者

(5) 行政関係者

(6) その他市長が必要と認める者

3 会長は、部会長を指名できる。

4 部会副会長は部会委員の互選により選出する。

5 部会長は、部会を総括する。

6 部会副会長は部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

7 部会は、協議会の指示に従い、必要な協議を行うとともに、その結果を会長に報告するものとする。

(秘密保持)

第7条 委員及び関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、保健総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
(ふなばし神経難病サポートネットワーク設置要綱の廃止)
- 2 ふなばし神経難病サポートネットワーク設置要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。